

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(収益認識) ①

	日本基準	IFRS
収益の認識 (物品の販売)	実現主義により認識されるが、包括的に取扱った基準は存在しない。	「物品の販売」「役務の提供」「企業資産の第三者による利用」の3つの取引形態に分け、認識の要件を定めている。 「物品の販売」における収益認識要件： ①物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転 ②販売された物品に対し、継続的な関与、有効な支配を保持していない。 ③収益金額測定の高信頼性 ④取引の経済的便益流入の可能性が高い。 ⑤取引の原価の測定の高信頼性
収益の認識 (役務の提供)	工事契約以外は実現主義により、役務の提供が完了したときに収益を認識する一完成基準。 工事契約については、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は、進行基準、認められない場合は、完成基準。 「研究開発費会計基準」において請負ソフトウェアの開発に関する収益認識の規程が規定されている一進行基準。	進行基準。 役務の提供に関する取引の結果を高信頼性をもって見積ることができない場合、収益は回収可能と認められる費用部分についてのみ認識しなければならない。

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(収益認識) ②

	日本基準	IFRS
収益の認識 (利息、ロイヤルティ、配当)	<p>利息：実効金利法の規定はない。</p> <p>ロイヤルティ：特別な規定はなく、契約に応じた収益認識が行われている。</p> <p>配当：権利落ち日に認識。例外処理として配当の支払いを受けたときに収益認識することが認められている。</p>	<p>利息、ロイヤルティ、及び配当からの収益は、企業に経済的便益が流入する可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に認識される。</p> <p>利息：実効金利法により認識</p> <p>ロイヤルティ：契約の実質に従い発生基準で認識</p> <p>配当：配当を受け取る株主の権利が確定したときに認識</p>
収益の表示方法	<p>総額表示、純額表示については詳細規定なし。</p> <p>業種別実務慣行等を勘案した処理が行われている。</p>	<p>収益は、自己の計算により受領する経済的便益の総流入のみを含む。</p> <p>第三者のために回収した金額は収益から除外。</p> <p>企業が重要なリスク等を負担し、本人当事者として行動している場合は収益を総額表示し、重要なリスク等を負担せず代理人として行動している場合には純額（手数料）表示する。</p>